

第7章 運送事業者として知っておきたいこと

トラック事業者として「日頃どの様なことをすればよいのか。」「どんな帳票類を用意しなければならないのか。」をキチンと理解しておきましょう。

1 表示、掲示事項（約款、運賃含む。）

チェック	内 容
	車体表示……使用する貨物自動車には、使用者の氏名又は名称として「会社名」などの他に、事業の種類（「運行」「通運」「特定」「航空」「海上」など）を 見やすいように表示 しなければなりません。
	営業所への掲示
	・一般消費者が契約の当事者となる「宅配便」・「引越」・「霊柩」などの運賃・料金表
	・運送約款（従業員20名以上の場合は自社ホームページを含む）
	・業務の範囲

2 届出、諸報告

チェック	内 容
	次の事項に変更があった場合、速やかに変更届を提出してください。
	・事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合
	・役員（但し、代表権を有しない役員又は社員の変更にあつては毎年7月31日まで）
	・毎年度終了後、事業報告書は決算終了後100日以内、事業実績報告書は7月10日までに所定の書式により報告して下さい。

3 事業計画に変更はありませんか？

チェック	内 容
	事業計画に基づき事業経営していますか？
	・主たる事業所の名称及び位置に変更はありませんか？
	・営業所の名称及び位置に変更はありませんか？
	・休憩、睡眠施設の位置及び収容能力に問題はありませんか？
	・自動車車庫の位置及び収容能力に問題はありませんか？
	・営業所に配置する事業用自動車の種別・数に変更はありませんか？
	・無認可で特別積合わせ貨物の運送はありませんか？
	・無認可で貨物自動車利用運送はありませんか？

4 労務等管理は適切ですか？

チェック	内 容
	運転者の数等
	・事業遂行に必要な運転者を確保していますか？
	・雇用契約書、履歴書はありますか？
	・労災保険、雇用保険、社会保険に加入していますか？

チェック	内 容
	労務管理における帳票類
	・従業員名簿があり、記載内容・整理状況は適切ですか？
	・出勤簿（又はタイムカード等）があり、記載内容・整理状況は適切ですか？
	・就業規則はありますか？
	・36協定の締結がされ、届け出がなされていますか？
	・給与規定がありますか？
	・給与規定に基づき給与が支払われていますか？
	・健康診断(雇入れ時、定期、深夜業務従事者)を適切に実施し、把握していますか？
	運行管理
	・車両数に応じて定められた数の運行管理者が選任され、届出されていますか？
	・運行管理規程はありますか？
	・点呼は適切に行われていますか？
	・過労防止を考慮した勤務割りとなっていますか？
	・過積載の運送はありませんか？また、日常的な監督、指導がなされていますか？
	・業務記録の記載、整理保存は適切ですか？
	・運行記録計による記録の整理保存は適切ですか？
	・運行管理者研修を受けていますか？ (直接受講する時間が確保できない場合は、NASVA で e-ラーニングを申込みにより自宅等での受講が可能です。詳しくは最寄りの NASVA までお問い合わせ下さい。)
	・自動車事故対策機構等の適性診断が活用されていますか？
	車両管理
	・整備管理者が選任され届け出されていますか？
	・日常点検は確実に実施されていますか？
	・定期点検が確実に実施され、その記録が保存されていますか？
	・車両の路上放置はありませんか？
	・車両の自宅持ち帰りはありますか？
	・整備管理者研修を受けていますか？

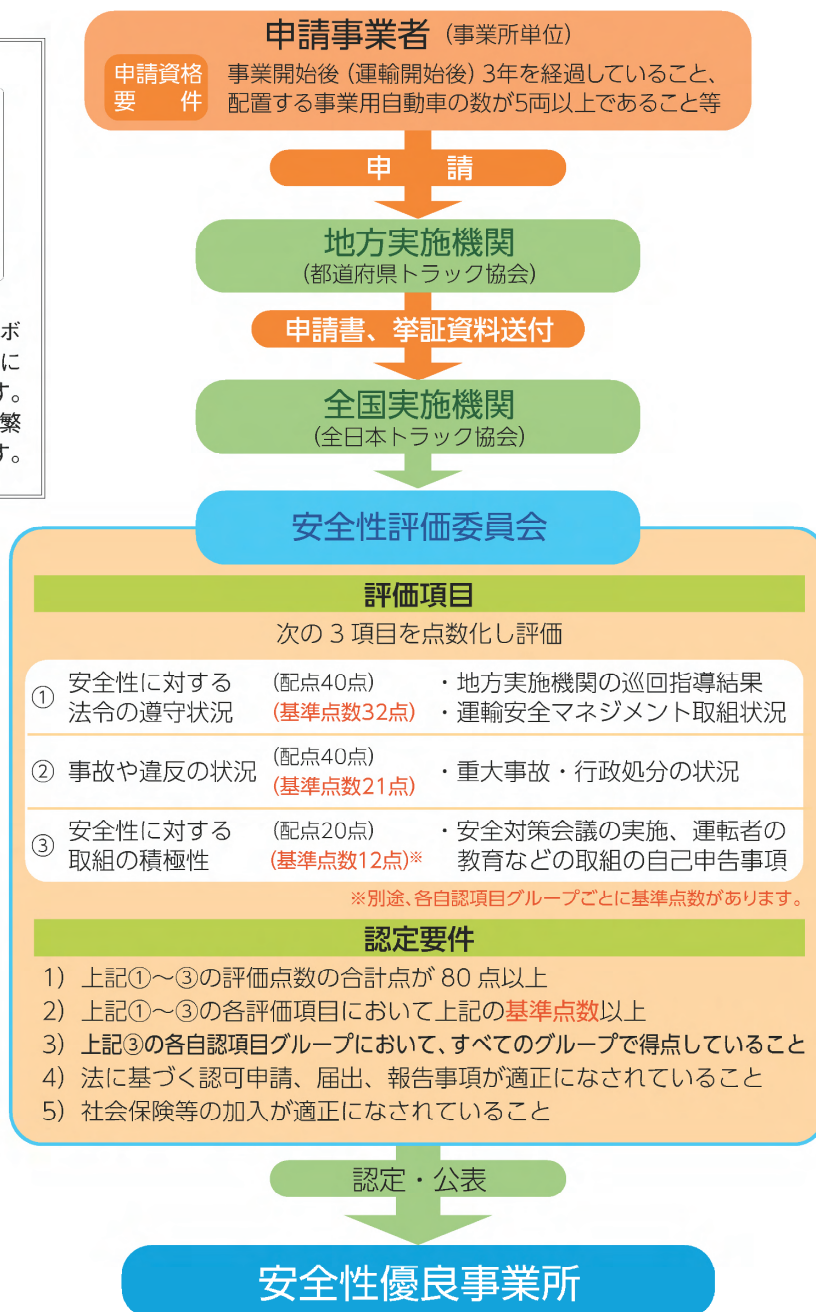
5 経理・営業関係は適切ですか？

チェック	内 容
	経理関係
	・会計処理は適切ですか？
	・帳票類の記載及び整理保存状況は適切ですか？
	・労災保険、雇用保険、社会保険の掛け金は納付されていますか？
	・兼業事業がある場合、運送事業と明確に区別されていますか？
	営業関係、その他
	・白トラの利用はありませんか？
	・名義貸しはありませんか？
	・運賃料金を無届けで変更していませんか？
	・不当なダンピング、アップリングはありませんか？
	・苦情を適切に処理していますか？
	・損害賠償等の保障能力は適切ですか？
	・運輸安全マネジメントは適切に実施していますか？

6 その他

(1) 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。そこで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「公益社団法人全日本トラック協会」（以下、「全国実施機関」という。）では、平成15年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度をスタートさせました。また、令和5年度より6回目更新を迎える事業所については、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、「長期安全認定事業所」として認定し、「ゴールドGマーク」が使用できるようになりました。令和6年3月末現在、全国で28,895事業所（全事業所の33.4%）が安全性優良事業所に認定されています。



(2) トラック・物流Gメンについて

令和5年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、令和5年7月21日（金）に「トラックGメン」を創設し、緊急に体制を整備するとともに、「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保するものです。

更に令和6年11月より「トラック・物流Gメン」へと改組・拡充され、倉庫業者からもトラック事業者に対し違反原因行為をしている疑いのある悪質な荷主についての情報収集を行うようになりました。

長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要などの違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を積極的に収集していますので日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら下記URLまたはQRコードよりお知らせください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>



トラックGメンによる悪質な荷主等への是正指導

貨物自動車運送事業法付則第1条の2に基づき、荷主等への働きかけ等を実施。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

長時間の荷待ち



運賃・料金の不当な据置き



無理な運送依頼



過積載運行の要求



異常気象時の運行指示

